

第96号議案

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第7号左欄中「第23条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に改め、同表第37号右欄中「(26)」を「(6)」に、「(29)から(35)まで」を「(9)から(13)まで」に、「(27)及び(28)」を「(7)及び(8)」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第2条 理容師法施行条例（平成11年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第23条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に、「収容施設」を「避難所又は応急仮設住宅」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第3条 美容師法施行条例（平成11年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第23条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に、「収容施設」を「避難所又は応急仮設住宅」に改める。

附 則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第1条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第37号右欄の改正規定は、公布の日から施行する。